

住民税非課税世帯等に対する支援給付金 こども加算 (児童1人あたり5万円) のご案内

● 物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯への給付の加算(こども加算)を 支給します。

対象世帯:基準日(令和5年12月1日)時点で豊後大野市に住民票がある世帯で、令和5年度分の

住民税が **均等割非課税** または **均等割のみ課税** である世帯

ただし、「世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯」は対象外です。

加算対象となる児童の範囲:18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童※

※基準日以降に生まれた新生児も対象となります。(申請が必要)

※対象世帯とは別世帯だが扶養している児童も対象となります。(申請が必要)

給付金の支給額

児童1人あたり**5**万円

給付金の支給時期

豊後大野市が<u>確認書</u>を受理した日から 3週間後 ※申請書の場合は審査に時間がかかります

支給対象世帯確認フローチャート

住民税均等割 非課税または 住民税均等割 のみ課税され ている世帯

はい

世帯全員が 住民税課税者から 扶養されている

いいえ



対象外

- ・別居の親・子等から扶養されている(例:大学生等)
- ・社会人1年目で、令和4年は 扶養されていた
- ・単身赴任の課税者から扶養されている

いいえ

対象外

・住民税所得割が課税 されている世帯 〈ステップ 1 〉 豊後大野市から 「確認書」と 「申請書」 が届きます。

〈ステップ2〉

- ●「申請書」に記載の世帯員と「確認書」の 支給額を確認して、間違いがなければ <u>「確認書」</u>に必要事項を記入し、同封の返信用 封筒にて<mark>返信してください</mark>。
- ●基準日以降に生まれた新生児
- ●対象世帯とは別世帯だが扶養している児童がいる等の場合は、「確認書」と「申請書」に必要事項を記入し、返信用封筒にて返信してください。

返送・申請期限:令和6年5月31日(金)※消印有効

お問い合わせ

豊後大野市 支援給付金コールセンター

豊後大野市役所 社会福祉課支援給付金担当

0120-635-065 0974-22-3093

受付時間 8:30~17:15 ※土日・祝日は除きます